

鴻巣市結婚新生活支援補助金

申請の手引き(令和3年度版)



令和3年4月

鴻巣市やさしさ支援課

鴻巣市結婚新生活支援補助金について

この補助金は、本市に転入または転居した新婚世帯に対し、新生活に伴う経済的負担を軽減するため、住居費及び引越費用の一部を補助するものです。内閣府による交付金を活用し、少子化対策や定住化の推進を図るものとして実施しています。

対象者

令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯が対象です。ただし、申請時点において以下の要件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。

補助の要件

- ☑ 対象期間において、夫婦が市内に居住し、住民登録をしていること。
- ☑ 婚姻時において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- ☑ 夫婦の所得の合計額が400万円未満であること。
 - ※ 市区町村が発行する令和3年度(令和2年分)所得証明書または非課税証明書で確認します。申請日が令和3年4月～6月の場合は、前年度分にあたる令和2年度(令和元年分)所得証明書または非課税証明書で確認します。
 - ※ 合計額が400万円以上の場合でも、次に該当するときは所得の控除ができます。

夫婦に離職者がいる場合

令和2年1月1日(4月から6月までの申請の場合は、平成31年1月1日)から申請時までの間に、夫婦の双方または一方が離職し、申請時に無職の場合、離職証明等があれば、離職された方の所得はないものとみなしますので、所得証明書の提出は不要です。ただし、前述の期間よりも前に離職された場合は、夫婦の合計所得額を合算しますので、所得証明書または非課税証明書を提出してください。

夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合

夫婦の双方または一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の合計所得額から令和2年分(令和2年1月～12月)の奨学金返済額を控除します。年間の返済額を確認できる書類を提出してください。(申請日が令和3年4月～6月の場合は、平成31年1月～12月の返済額を確認します。)

- ☑ 県または市が指定するライフデザインに関する講座等を受講すること。(令和3年7月頃公開予定)
- ☑ 市税を滞納していないこと。
- ☑ 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。
- ☑ 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- ☑ 新婚世帯に、鴻巣市暴力団排除条例(平成24年鴻巣市条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。

対象経費

令和3年1月1日（金）から令和4年2月28日（月）までに支出した **住居費** と **引越費用** が対象です。

住居費（新築・購入の場合）

婚姻に伴い取得した住宅の工事請負費（新築のみ）または、住宅の購入費

- ※ 土地の購入費用は対象外です。
- ※ 住宅を新築する場合の工事請負費は対象ですが、既存住宅の改修や増改築（リフォームなど）の費用は対象外です。

住居費（賃借の場合）

結婚に伴い賃借した住宅の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料

- ※ 夫婦の一方が婚姻前に契約して入居していた住宅に他方が入居した場合（例：一方が婚姻前に一人暮らししていた住居に、もう一方が引っ越してきて同居していた場合）でも、原則として婚姻日以降に発生した経費が対象となります。ただし、賃貸借契約書等に同居していることが記載されているか、同居開始の際に住民票の住所を定めていることが確認できる場合は、同居開始日以降に発生した費用も対象となります。
- ※ 駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料、保証料などの費用は対象外です。
- ※ 賃貸費用を対象経費とする申請において、夫婦の勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給額を賃貸費用の対象経費から控除します。
- ※ 住宅手当の支給がない場合も、住宅手当支給証明書の提出が必要です。申請時に離職していた場合でも、対象経費を支払った期間に就業していた場合は、提出が必要です。

引越費用

結婚に伴い取得または賃借した住宅や、夫または妻が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費用や運送費用

- ※ 不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越しした場合にかかった費用は対象外です。

補助金の額

婚姻日における夫婦の年齢によって、補助上限額が異なります。（年齢区分は、夫婦いずれかの高い方による）

29歳以下の世帯：60万円、 30歳以上39歳以下の世帯：30万円

- ※ 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

申請期間

令和3年4月1日（木）午前8時30分 から 令和4年2月28日（月）午後5時15分 まで
ただし、申請が多数の場合、年度途中でも事業が終了となる場合があります。

- ※ 直近の受付状況について確認したい場合は、やさしさ支援課へ随時お問い合わせください。

申請方法

「鴻巣市結婚新生活支援補助金交付申請書」及び必要書類、印鑑（訂正の場合に必要）をご持参いただき、事前の電話予約のうえ、やさしさ支援課（市役所本庁舎4階）へ直接提出してください。申請書および以下◎印の添付書類は、ホームページから様式のダウンロードが可能となっているほか、やさしさ支援課でも配布しています。

※ 申請条件に当てはまるか、対象経費となるかなどは、お早めにやさしさ支援課へお問い合わせください。

※ 申請書の提出は、申請者ご本人または配偶者の方がお越しください。

※ **申請の際は、事前の電話予約（TEL048-541-1321 内線 3421）が必要です。**

※ 郵送やFAXでの提出はできません。

共通の添付書類（全員が提出）

◎ 鴻巣市結婚新生活支援補助金交付申請書

○ 戸籍謄本（申請日において戸籍謄本を発行することができない場合は、婚姻届受理証明書）

○ 住民票の写し ※コピーではありません。

※ 世帯全員が記載されているもので、「続柄」を記載したものを提出してください。

○ 夫婦の令和3年度（令和2年分）所得証明書、または、令和3年度（令和2年分）非課税証明書

※ 令和3年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。

※ 令和3年4月～6月の申請の場合は、前年度分にあたる令和2年度（令和元年分）の所得証明書または非課税証明書を提出してください。（令和2年1月1日時点で住民登録されている市区町村で発行）

※ 所得未申告の場合、申告が必要となる場合があります。

※ 令和2年1月1日（令和3年4月～6月の申請の場合は、平成31年1月1日）から申請時までの間に、夫婦の双方または一方が離職し、申請時に無職の場合、離職証明等があれば、離職された方の所得はないものとみなしますので、所得証明書の提出は不要です。ただし、前述の期間よりも前に離職された場合は、夫婦の合計所得額を合算しますので、所得証明書または非課税証明書を提出してください。

○ 夫婦の未納税額のないことの証明書 ※納税証明書ではありません。

○ 県または市が指定するライフデザイン講座の受講アンケート（令和3年7月頃公開予定）

該当者のみ提出する添付書類

【夫婦の双方または一方が離職し、申請日において無職の場合】

○ 離職票または退職証明等

離職者の所得については、所得がないものとみなします。

※ 令和2年1月1日（令和3年4月～6月の申請の場合は、平成31年1月1日）から申請時までの間に、夫婦の双方または一方が離職し、申請時に無職の場合に限ります。

【貸与型奨学金の返済を行っている場合】

○ 貸与型奨学金の返済金額を確認できる書類（返還証明書など）

夫婦の合計所得額から、貸与型奨学金の返済額を控除します。

※ 令和2年分（令和2年1月1日～12月31日）の返済額を確認します。申請日が令和3年4月～6月の場合は、前年分（平成31年1月1日～12月31日）の返済額を確認します。

住宅を新築・購入した場合の添付書類

- 住宅の売買契約書の写し または 住宅の工事請負契約書の写し
 - ※ 契約日、契約物件名（所在地）、対象経費（建物代金）の金額、売主・買主双方の捺印があるもの
- 領収書の写し
 - ※ 支払者の氏名、金額、支払の内容、支払日（領収日）、支払先が記載されているもの

住宅を賃借した場合の添付書類

- 賃貸借契約書の写し
（契約日、契約物件名、対象経費の金額、内訳、借主・貸主双方の捺印があるもの）
- 領収書の写し
（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの）
 - ※ 支払先から領収書が発行されない場合、以下の書類を代わりに提出することができます。
 - ・クレジットカード払いの場合：クレジットカード利用明細書
（支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、カード利用日が記載されているもの）
 - ・銀行口座から引き落としされる場合：紙の通帳の明細もしくは、ウェブやアプリによる取引履歴明細証明書またはスクリーンショット（金額、支払いの内容、取引日が記載されているもの）
- ◎ 住宅手当支給証明書
（申請する賃料・共益費の支払月の手当支給状況について、給与支払者が確認し捺印したもの）
 - ※ 住宅手当を受けていない場合でも、給与支払者の証明が必要です。
 - ※ 申請時に既に離職している方でも、対象経費を支払った期間に就業していた方は、提出が必要です。

引越をした場合の添付書類

- 領収書の写し
（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの）

申請から補助金交付までの流れ

電話予約

事前にやさしさ支援課へ電話予約をお願いいたします。

申請書類提出

すべての書類がそろった状態で、申請書類一式と印鑑（訂正する場合に必要）をご持参いただき、市役所本庁舎4階やさしさ支援課へお越しください。不足書類があった場合はお受け取りできません。

※受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

※申請者ご本人または配偶者の方がお越しください。

審査

書類の審査を行います。審査には約1～2週間かかります。

審査の中で、書類不備が判明した場合、再提出や追加提出をお願いすることがあります。

決定通知書受取
請求書提出

提出書類に問題がなければ、申請者の住所に交付決定通知書と請求書が郵送されます。請求書に、補助金の振込先となる申請者の口座情報を記入し、返信用封筒に入れてポストに投函してください。

補助金交付

請求書を提出してから指定口座に補助金が振込されるまでの目安は、約2～3週間です。振込完了のお知らせはありませんので、記帳やネットバンキング等でご確認いただきますようお願いいたします。

問い合わせ

鴻巣市総務部やさしさ支援課（市役所本庁舎4階）

電話 048-541-1321（内線3420）

E-mail yasasisa@city.kounosu.saitama.jp